9月使用分から 施設の使用申込み方法が変わります

体育館、グラウンド、文化施設などをより便利に、そして公平に使用していただくために、平成二十一年九月使用分から、施設の使用申込み方法が変わります。申込みには、利用者登録をすると便利です。

■注意■
アクシスかつらぎと韮山時代劇場の大ホール・多目的ホールは、使用申し込み方法に変更はありません。

問合せ

社会教育施設・体育施設等、使用料の減免について
社会教育課
電話055-948-1461

アクシスかつらぎについて
アクシスかつらぎ
電話055-948-0225

韮山時代劇場について
韮山時代劇場
電話055-949-8600

利用者登録を

４カ月前からの申請（事前申請）には、利用者登録が必要です。通常の受け付けも、利用者登録をするとスムーズに使用申請ができます。

受付窓口　各庁舎市民サービス課、社会教育課、アクシスかつらぎ、韮山時代劇場、長岡体育館

■注意■ 市外の人（団体）は、事前申請要件が確認できるもの（社員証、学生証、団体名簿など）が必要となります。

事前申請が可能な人用　（青色、名刺程度の大きさ）

伊豆の国市公共施設予約システム
利用者登録証
（事前申請認定）

利用者名　：
（団体名）

利用者番号

年　月　日　発行　　伊豆の国市

全庁舎の市民サービス課で受付！ 申込み窓口が広がります

施設ごとに申込みの窓口が異なっていましたが、全庁舎の市民サービス課と社会教育課で、すべての施設の申込みができるようになります。

全施設＊の申請ができる窓口	各庁舎市民サービス課、社会教育課
自施設のみ申請ができる窓口	アクシスかつらぎ、韮山時代劇場、長岡体育館、大仁市民会館、韮山農村環境改善センター、狩野川リバーサイドパーク

＊アクシスかつらぎと韮山時代劇場の大ホール・多目的ホールは除く。

抽選結果もメールで！ インターネットで空き施設の状況を公開

市のホームページで、５月１日（金）から９月使用分以降の空き施設状況を公開します。

また、利用者登録（初回のみ）をした人は、配布された利用者登録番号と自分で設定したパスワードでログインしてメールアドレスを登録することができます。このメールアドレス宛てに申請した予約の抽選結果が配信されます。

ホームページ　http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/

事前申請

１カ月分をまとめて申請！
抽選なので、朝早くから並ばなくて済むようになります！

４カ月前から１カ月分をまとめて申請！ 利用者登録が必要

使用予定月の４カ月前の月の初日から12日までに、１カ月分の申込みを受け、重複した場合は抽選で決定し結果を通知します。当選者は、窓口で使用承認書と納付書を受領してください。その際、付属設備の使用や、使用料の減免希望について確認します。

対象　①市内在住者　②市内在勤者　③市内在学者　④市内事業所
⑤市内を活動拠点とする団体、または①～③が半数以上所属している団体
受付期間　使用月の４カ月前の月の初日から12日まで
申込上限時間数　次の抽選分類グループごと月30時間まで

抽選分類グループ	対象施設
屋外活動施設	江間グラウンド、小中学校グラウンド、広瀬公園（テニスコート）、狩野川リバーサイドパーク（テニスコート）、韮山運動公園、さつきヶ丘公園、神島運動公園、中島運動公園、鍋沢ふれあい公園
体育館	長岡体育館、韮山体育館、大仁体育館、大仁武道館、小中学校体育館
会館施設	長岡中央公民館、韮山農村環境改善センター、大仁市民会館、アクシスかつらぎ、韮山時代劇場
弓道場	広瀬公園（弓道場）、狩野川リバーサイドパーク（弓道場）

登録すれば次回からはカードを見せてスムーズに申請できるよ。

時期限定！連続使用の場合は、６カ月前から申請できます

７～９月、12月、３月は、日中の使用に限り、土曜、日曜、祝日を除き連続２日～５日使用したい場合、特例として６カ月前から申請を受け付け、重複した場合は抽選により使用者を決定します。

対象施設　韮山運動公園、さつきヶ丘公園、狩野川リバーサイドパーク（弓道場）、長岡体育館と大仁体育館のアリーナ
受付期間　６カ月前の月の初日から５日まで
受付窓口　社会教育課のみ

抽選後、空いている施設は、先着順で随時受け付けます！

３カ月前から随時受け付け

使用日の３カ月前の月の初日から、随時受け付けます。使用の承認は先着順です。ただし従来のように、窓口開庁時間前に並んだ順番が受付順とはなりません。8:30までに来庁している人で抽選を行い、受付順を決定します。

対象　市内、市外在住者を問わずだれでも
受付期間　使用月の３カ月前の月の初日から施設ごとに定める期間

■注意■ 受付期間の初日は、アクシスかつらぎ、韮山時代劇場の利用はそれぞれの施設で、それ以外の施設の利用は、社会教育課のみで受け付けます。
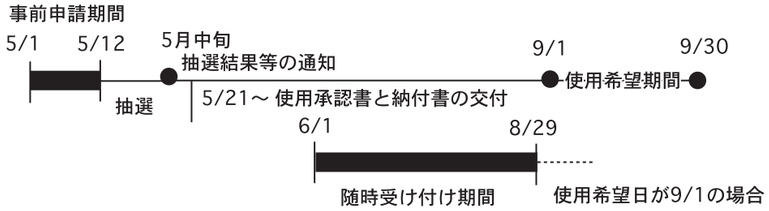
施設の使用申込みの流れ